

租税課金、営業外費用、控除項目 について

平成28年8月25日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



目次

1. 租税課金、営業外費用、控除項目について

1-1. 租税課金等の概要

【参考】電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令

【参考】電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領

2. 各社申請状況

2-1. 租税課金

2-2. 営業外費用

2-3. 控除項目

3. 論点

【参考】電力会社の託送供給等約款認可申請に係る査定方針（平成27年12月）

1-1. 租税課金等の概要

- 租税課金は、各種税法（河川法、法人税法、地方法人税法、地方税等）に則り、設備投資や需要想定等の前提計画を踏まえて算定。
- 営業外費用は、株式交付費償却、社債発行費償却及び各種手数料等の雑支出を算定。
- 控除項目は、ガスメーターの賃貸による営業雑益や土地建物の賃貸料収入等のその他雑収入、事業者間精算収益を算定。（事業者間精算収益については、次回以降の料金審査専門会合において検討を行う。）

(参考)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令

（一般ガス導管事業者等の営業費の算定）

第四条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表（1）から（3）までに掲げる項目ごとに、同表（1）から（3）までに掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（一般ガス導管事業等の営業費以外の項目の算定）

第五条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の営業費以外の項目として、別表第一第一表（4）に掲げる項目ごとに、同表（4）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（一般ガス導管事業等の控除項目の算定）

第七条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四に整理しなければならない。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令（続き）

別表第一 第一表

(1)・(2) 略

(3) 個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費以外のもの）

項 目	算 定 方 法
修繕費	(略)
租税課金（法人税及び地方法人税並びに住民税のうち法人税割を除く。）	A. 固定資産税、事業税（地方法人特別税を含む。）等の諸税は、各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。 B. 報償金、道路占用料等の公課は、原価算定時において、契約され、又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。
固定資産除却費～関連費の振替	(略)

(4) 営業費以外の項目

項 目	算 定 方 法
営業外費用	A. 株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。 B. 雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 地方法人税は地方法人税法（昭和26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令（続き）

別表第一 第三表

原価等の分類及び算定方法（控除項目）

項 目	算 定 方 法
営業雑益（ガスメーター賃貸料等）	実状に応じた適正な見積額とする。
雑収入（賃貸料等）	実状に応じた適正な見積額とし、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。
事業者間精算収益	当該一般ガス事業者が設定する事業者間精算料金表に実績値及び供給計画等を基に算定した当該一般ガス事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

比較査定対象ネットワーク費用及び個別査定対象ネットワーク費用のうち需給調整費については、経済産業大臣が別に告示する値を用いて、算定省令に定める方法に基づき適正に算定されているか否かにつき審査することとする。

個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費を除く。）については、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請一般ガス事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査することとする。

第5節 控除項目

算定省令第7条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した控除項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般ガス事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

2. 各社申請状況

2-1. 公租公課

(単位:億円)

	東京ガス		東邦ガス		大阪ガス	
	H29～31年度 合計	3カ年平均	H29～31年度 合計	3カ年平均	H29～31年度 合計	3カ年平均
固定資産税・都市計画税	197	66	54	18	117	39
道路・河川等占用料	450	150	82	27	275	92
事業税	120	40	30	10	75	25
法人税	157	52	33	11	147	49
地方法人税	16	5	1	0	15	5
法人住民税(法人税割)	11	4	5	2	15	5
その他雑税	42	14	0	0	0	0
合 計	992	331	206	69	645	215

※その他雑税は、印紙税、登録免許税、不動産取得税等。

※東京ガスのその他雑税には共同溝管理費及び公共施設等負担金償却が含まれる

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

2-2. 営業外費用

(単位:億円)

	東京ガス		東邦ガス		大阪ガス	
	H29～31年度 合計	3カ年平均	H29～31年度 合計	3カ年平均	H29～31年度 合計	3カ年平均
社債発行費償却	2	1	1	0	2	1
その他雑支出	81	27	1	0	0	0
合 計	83	28	1	0	3	1

※東京ガスのその他雑支出には他受工事精算損が含まれる。

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

2. 各社申請状況

2-3. 控除項目

(単位:億円)

	東京ガス		東邦ガス		大阪ガス	
	H29~31年度 合計	3カ年平均	H29~31年度 合計	3カ年平均	H29~31年度 合計	3カ年平均
営業雑益(ガスメーター賃貸料等)	0	0	0	0	0	0
雑収入(賃貸料等)	156	52	32	11	61	20
事業者間精算収益	203	68	36	12	37	12
合 計	359	120	68	23	99	33

※事業者間精算については、次回以降の料金審査専門会合において検討。

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

3. 論点

- 租税課金について、託送供給約款料金の算定に関する省令及び各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 営業外費用について、託送供給約款料金の算定に関する省令に基づき、適切に見積額を算定しているか。
- 控除項目について、託送供給約款料金の算定に関する省令及び託送供給約款料金審査要領に基づき、実状に応じた適切な見積額を算定しているか。

(参考)電力会社の託送供給等約款認可申請に係る査定方針（平成27年12月）

7. 公租公課

(3) 検討の結果

① 事業税（税率の取扱い）

沖縄電力は、事業税の算定に標準税率（1.3%）を用いているが、他の一般電気事業者と同様に、実効税率（1.2888%）を用いて算定し、これを上回る部分は託送料金原価から減額する。

② 法人税（法人税を算定する際の配当対象株式数の取扱い）

北陸電力は、法人税を算定する際の配当対象株式数を、平成26年度期首と平成26年度期末の平均値を用いているが、配当対象株式数から除くことが定められている自己株式数を同年度に増やしていることや、原価算定期間における株式数の変動を見込んでいないことから、平成26年度末の配当対象株式数を用いて法人税を算定して上回る部分は託送料金原価から減額する。

中国電力は、平成27年9月、平成28年1月以降に所在不明株主の株式を売却し、自己株式として買い取る予定を公表したところ、当該分を原価に反映して算定して上回る部分は託送料金原価から減額する。

③ その他

上記のほか、算定省令及び各税法に基づき算定されていることを確認した。また、前提諸元等、他費目の査定に伴うものを託送料金原価から減額する。

8. その他経費・控除項目

(3) 検討の結果

① 遅収加算料金

■ 中国電力

料金収入に対する直近1年間の遅収発生率を用いて算定しているが、当該発生率は、各年度の実績を見ても変動しているため、過去3年程度の動向は考慮すべきと考えられることから、過去3年の遅収発生率で再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。（北陸電力及び沖縄電力は今回の申請では計上なし）

② 託送収益

■ 北陸電力及び中国電力

既契約及び供給計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

③ 事業者間精算収益

■ 北陸電力及び中国電力

「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び供給計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

④ 電気事業雑収益

■ 北陸電力

買取用計器工事費に係る算定において、供給計画に基づく太陽光導入連系量等を基に算定しているが、当該連系量が直近実績と乖離しており、合理的な算定方法とはいえないため、過去3年実績を踏まえて再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

石油備蓄保管料に係る算定において、原価算定期間中に契約更新は行わないものとして、託送料金原価に織り込まれていないが、その後契約が更新されたことから、当該契約が継続するものとし、再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

その他の項目に係る算定においても、算定諸元から除くべきでない要因を除外するなど合理的な算定方法とはいえないものについては、過去3年実績等を踏まえて再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

■ 中国電力

社宅料に係る算定において、市況水準を踏まえて見直した場合の社宅料単価で再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

系統接続に係る検討に際し発生する検討料（接続検討料）に係る算定において、平成28年度以降の太陽光発電の接続検討件数を過去実績を踏まえた年平均件数の2分の1と想定しているが、これまでの買取単価の低下等を考慮しても、合理的な算定方法とはいえないため、当該年平均件数で再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

その他の項目に係る算定においても、算定諸元である単価を最新値に見直すことが可能なものを見直さないなど合理的な算定方法とはいえないものについては、過去3年実績等を踏まえて再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

■ 沖縄電力

石炭灰等販売料に係る算定において、火力発電所ごとに販売数量等を基に算定しているが、それぞれの算定方法の違いに合理的な理由がないことから、埋め戻し作業に有効利用するものを除き、過去3年実績を踏まえて再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

②⑤ 預金利息

■ 北陸電力

預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因（年度末預金残高等）に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、過去3年実績で再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

■ 中国電力

預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因（年度末預金残高等）に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、過去3年実績で再算定した額に足らざる部分を託送料金原価から減額する。

■ 沖縄電力

過去実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

②⑥ その他

■ 北陸電力、中国電力及び東京電力

本年12月1日に、石油石炭税の税率引き上げ分を平成28年6月1日から小売料金へ反映すべく供給約款の変更届出がなされたことに伴い、これを基に算定している託送料金原価（電灯料・電力料等）への変動を反映する。

■ 沖縄電力

本年12月1日に、石油石炭税の税率引き上げ分を平成28年8月1日から小売料金へ反映すべく供給約款の変更届出がなされたことに伴い、これを基に算定している託送料金原価（電灯料・電力料等）への変動を反映する。